

平成 30 年 2 月 1 日
福岡県公安委員会規則第 1 号

(改正部分は、下線部分である。)

旧	新
<p>第 1 条 (略)</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第 2 条 この規則で使用する用語は、<u>情報通信技術利用条例</u>で使用する用語の例による。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>福岡県公安委員会等</u> <u>福岡県公安委員会</u>、<u>福岡県警察本部長及び警察署長</u>をいう。</p> <p>(2) <u>電子署名</u> <u>電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名</u>をいう。</p> <p>(3) <u>電子証明書</u> <u>電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録</u>をいう。</p> <p>【追加】</p> <p>(申請等に係る電子情報処理組織)</p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>福岡県公安委員会等</u> <u>福岡県公安委員会</u>、<u>福岡県警察本部長及び警察署長</u>をいう。</p> <p>(2) <u>法令</u> <u>法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則（規程を含む。）</u>をいう。</p> <p>(3) <u>電子署名</u> <u>電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名</u>をいう。</p> <p>(4) <u>電子証明書</u> <u>電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録</u>をいう。</p> <p>(5) <u>申請等</u> <u>法第 3 条第 8 号及び情報通信技術利用条例第 2 条第 7 号に規定する申請等</u>をいう。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、<u>法で使用する用語の例</u>による。</p> <p><u>(手続等の公示)</u></p> <p>第 3 条 <u>福岡県公安委員会等は、この規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等について、あらかじめ根拠となる法令の名称及び条項その他福岡県公安委員会等が必要と認める事項を公示するものとする。</u></p> <p>(申請等に係る電子情報処理組織)</p>

第3条 申請等に係る電子情報処理組織は、福岡県公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって福岡県公安委員会等が付与するプログラムを正常に稼働させることのできる機能（福岡県公安委員会等がプログラムを付与する場合に限る。第6条において同じ。）を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（対象となる申請等）

第4条 情報通信技術活用規則第11条第1項の規定により福岡県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表第1の左欄に掲げる法令等（法令及び条例をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

（申請等の手続）

第5条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、法令等又は福岡県公安委員会等が定めるところにより当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等（以下「添付書面等」という。）に記載され、又はこれらに記載すべき事項を、併せて入力しなければならない。ただし、福岡県公安委員会等が必要と認めるときは、添付書面等を提

第4条 法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等に係る電子情報処理組織は、福岡県公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって福岡県公安委員会等が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

【廃止】

（申請等の手続）

第5条 法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他福岡県公安委員会等が必要と認める事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信することにより申請等を行わなければならない。

2 前項に規定する者は、法令又は福岡県公安委員会等が定めるところにより当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に、記載され、若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。

出しなければならない。

- 3 前2項の規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

【追加】

【追加】

【追加】

- 4 前項の電子証明書は、商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書、電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書であって、福岡県公安委員会等が法第6条第1項に規定する電子計算機のうち福岡県公安委員会等の使用に係るものから認証できるものに限る。

- 5 福岡県公安委員会等は、第2項に規定する事項が電子情報処理組織により入力された場合において、入力された事項の確認のために必要があると認めるときは、申請等を行った

- 3 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、福岡県公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規程を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- (3) 前各号に規定するもののほか、福岡県公安委員会等が指定する電子証明書

【廃止】

【廃止】

者に対し、必要な限度において、当該事項が記載された添付書面等の提出を求めることができる。

- 6 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

【追加】

【追加】

- 4 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項及び第2項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力し、又は送信されたものとみなす。

(署名等に代わる措置)

第6条 法第6条第4項及び情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第3項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、福岡県公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする

。

- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると福岡県公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると福岡県公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法によ

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第6条 処分通知等に係る電子情報処理組織は、福岡県公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって福岡県公安委員会等が付与するプログラムを正常に稼働させることのできる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(対象となる処分通知等)

第7条 情報通信技術活用規則第11条第1項の規定により福岡県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等又は情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、別表第2の左欄に掲げる法令等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる規定に基づく処分通知等とする。

(処分通知等の手続)

第8条 福岡県公安委員会等は、前条の処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、当該処分通知等の内容を福岡県公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

2 (略)

第9条 (略)

別表第1 (第4条関係)

法令等	規定
自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)	第4条第1項ただし書
自動車の保管場所の確保等に関する法律	第5条第1項

り行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 法第7条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する処分通知等に係る電子情報処理組織は、福岡県公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって福岡県公安委員会等が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

【廃止】

(処分通知等の手続)

第9条 福岡県公安委員会等は、法第7条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等の内容を福岡県公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

2 (略)

第10条 (略)

【廃止】

る法律施行規則（平成3年国家公 安委員会規則第1号）	項
-------------------------------	---

別表第2（第7条関係）

法令等	規定
自動車の保管場所の確保等に関する法律	第4条第1項ただし書

【廃止】